



職場のハラスメント 相談強化月間

12月

職場のいじめやパワハラ・セクハラなど「職場のハラスメント」が社会的な問題となっています。こうした行為は、働く人の尊厳や人格を傷つける許されないものであり、職場環境を悪化させ、業績や生産性の低下にもつながりかねません。

県では、12月を「職場のハラスメント相談強化月間」として設定し、川崎市内では次の取組みを行います。相談やセミナーはすべて無料、秘密は守ります。どうぞご利用ください。



弁護士による特別労働相談会（無料） 12/6（木）

専門の弁護士や労働センターの職員が職場のハラスメントについて相談に応じます。弁護士相談は来所相談のみで予約優先です。

■日時

平成30年12月6日(木)

弁護士 13:30~16:30

(1件40分以内) 4コマ

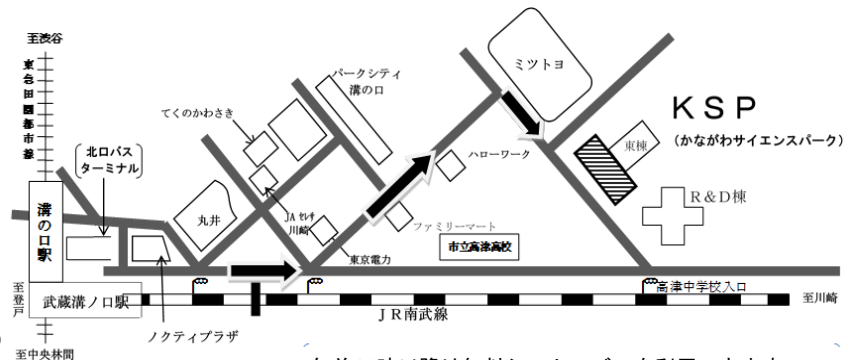
職員相談 8:30~12:00

13:00~17:15

■会場

かながわ労働センター川崎支所
KSP (かながわサイエンスパーク)

西棟 2階



午前10時以降は無料シャトルバスを利用できます。



労務管理セミナー（無料） 12/3（月）

「働き方改革総点検 ~ハラスメント・労働時間・同一労働同一賃金~」

企業側弁護士として各方面でご活躍の講師による、働き方改革関連法の概要と企業実務におけるポイント等の解説。

■会場 川崎市産業振興会館9階 研修室
(川崎市幸区堀川町66-20)

■講師 弁護士 倉重 公太郎氏

■定員 50人程度 経営者・企業の人事労務担当者・関心のある方



◎問合せ先

神奈川県かながわ労働センター川崎支所

〒213-0012 川崎市高津区坂戸3-2-1 KSP (かながわサイエンスパーク) 西棟2階

電話 044-833-3141 ファクシミリ 044-833-0180